



けいそう
勁草法律事務所

「疾風に勁草を知る」
「会社経営者・個人事業主の皆様にとって
いつでも頼れる存在に」

稻荷町電停方面から当事務所所在ビル
JR広島駅から徒歩8分／稻荷町電停 徒歩2分

お問い合わせ、ご予約
082-569-7525

おはようございます。勁草法律事務所です。

あいも変わらず広島の方は雪が降らない日が続いていますが、間もなく立春（節分）も近くなってきています。「立春」は冬が極まり春の気配が立ち始める日、という意味合いがあるそうです。Wikipediaによると二十四節季が成立した中国内陸部では大陸性気候のためこの時期に気温が上がり始めるそうですが、日本列島の場合は立春の頃寒気や荒天になることが多いようです。少し前の予報によると中国地方は2月になると寒くなるとのことでしたので、もしかしたらそのころに初雪観測になるかもしれません。新型肺炎の流行もありますのでいつも以上に健康管理に気をつけたいところです。



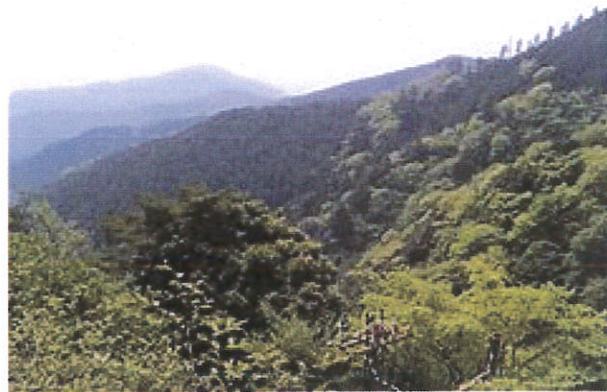
今回は、所有者不明土地などに関する法改正に関する中間試案の紹介と、名誉毀損に関する記事が弁護士の作成しましたオリジナルの記事になります。それ以外の記事は今回は税務会計に関するものです。

良い会社・事務所運営にお役立て頂ければ幸いです。

当メールマガジンはこれまで名刺交換させていただいた方等、ご縁を頂いた方へ配信しております。

土地の権利の放棄が可能？放置された山の管理が求められる？法改正の中間試案が公表①

20.01.28 | オリジナルメルマガ



最近「負動産」「空き家」という言葉が出てきていますように、特に田舎の山や畠・家の管理が難しくなっている・相続の手続も面倒だからせずに放っておいているということが増えています。他方で、固定資産税などの税金の負担は続く、放ったままの空き家や山からの崩落などの危険もありどう対応すればいいのかという問題があります。

登記の話とともに、こうした点について法律を改正して対応するという話が進んでおり、国側で検討している案（中間の案）の概略が公表されています。長いので、今回はこのような点への管理などどうなるのかを簡単に触れます。



○現状どうなっているでしょうか？

現在は、所有権を放棄することはできませんから、町中に住んでいるので対応もできないし、する気もない山や畠・家の権利を放棄できません。放棄できることによって、山崩れや家の屋根が落ちた際の責任も負う可能性があります。他方、元の所有者が亡くなってしまふ

産分割せず数十年が経過することは多くありますし、名義人の方がどこに行ったか分からぬいケースもあります。

こうした場合、行方不明の方等どこで何をやっているのか分からぬい場合（所在不明）に対応を求める制度として、現在は「不在者財産管理人」という制度があります（亡くなっていることがわかるものの、相続人が分からぬい場合には相続財産管理人等の制度があります）。

この制度を使うには、問題となっている土地に利害関係（例えば、隣地の所有者でかけ崩れなどの危険がある場合）がある方が申立てる必要があります。所在不明といえるか調査をすることや管理人の報酬等に充てられるお金（あらかじめ裁判所に納める必要がある予納金）の準備をする必要があります。

かけ崩れや屋根が落ちる危険性がある場合でも、勝手に他人の土地に立ち入ることはできないのが原則（例外は法律で定められていますが、こうした場合には該当しないのが通常です）で、管理人を選任してもらって、対応を求めることがあります。方法などで問題が出た場合は予防措置を講じてもらう等裁判を起こす必要があります。ご自身の土地や家への危険が相当程度迫っている事やかけ崩れや屋根崩落の危険性が具体的にあることを示して、対応案も示す必要があります。

後で触れますぐ、対応を求めるにあたって必要なことはそこまで変わっていません。

○今回の改正の中間試案の概要は？

検討をさらに詰める部分も相当程度ありますが、簡単な概略として、次のものがあります。

- ① 調査を尽くしても、所有者が分からぬい土地（建物）について管理を行う方の選任を裁判所にしてもらう
- ② 所有者は分かるけれども、管理をせずに放ってある土地（建物）について管理を行う方を選任してもらう
- ③ 管理がなされていないご自身の持つ土地の隣接地の所有者に、必要な対応（対応をした場合の費用負担）を求める制度が明確にされる

④ 所有権を放棄する場合が定められる

まず、①については、先ほど触れた「不在者財産管理人」は行方不明など所在不明となつた方の財産全ての管理を行う必要があるのに対して、こちらは特定の土地（建物）の管理を行う点で一応の違いがあります。この制度を使うには、申し立てをする利害関係のある方が所有者はどこにいるか不明なのか（その相続人関係も分からぬのか）を不動産登記簿に載っている所有者などについて戸籍や住民票などを調べて調査をする必要があります。また、他人の土地の管理を必要もないのに求めるることはできませんので、必要があることを示さなければなりません。所有者が不明でも借りている方が管理をきちんとしていれば、他に管理をする必要はなくなります。主に山間地などで隣接地への影響が出そうな場合や土地の中に近隣の業者など特定の方からの不法投棄物があつて撤去をしてもらう必要がある場合・長年土地を権利なく使用してきた方が時効で自分のものにしたいから名義を移してほしいという場合が考えられます。このうち、登記の関係はこれまで「不在者財産管理人」の選任を申し立てるケースの代表例の一つと思われますが、予納金等によってはこの制度の活用が考えられるかもしれません。

なお、土地を買いたいからという方が利害関係を有するかは議論を継続するとされており、このような場合活用できるか今後の議論を見ていく必要があります。ちなみに、建物については土地と別個に管理制度を設けるか自体が議論されております。また、細かな点（例えば、不法投棄のもので誰の物かもわからないモノを処分できるのか等）は今後の検討課題とされています。

次に②についてですが、こちらは所有者が分かっているものの遠くに住んでいるため管理をしておらず、それによるかけ崩れや土砂災害などによって、自分の土地や建物などに被害が出てくるケースが想定されています。もちろん、原則は所有者に対して対応を求めるになりますから、それでは難しい必要性がある場合になります。例えば、所有者が遠隔地に住んでいて継続的な管理ができない事情があり、倒壊防止等のために継続的に管理を行う必要がある場合が考えられます。申し立てをする側（利害関係を有する方）で、こうした点を示して選任を申し立てることになります。

所有者に対応を求めるこの他にこの制度を活用するかは、こういった必要性があるのかきちんと整理していく必要性が今後の制度設計のあり方次第で出てくるでしょう。また、この場合の管理人がどこまで行うことができるのかについて今後さらに議論がなされることになっており、この議論次第によるでしょう。少なくとも、これまで所有者が対応をしない場合

(継続的な対応が必要な場合) に対応権限を持つ方を設定する点で意味があると思われます。

次に③ですが、現在も隣接地の家に崖がある・建物倒壊の恐れがあることによって、ご自身の土地に土砂や建物の一部が突っ込んでくる危険性が高い場合には、「妨害予防請求」等の対応を求めるることができます。簡単に言えば、このままだと危険だから必要な対応をしてほしいという権利があるということです。ただし、対応が必要であること・それだけご自身の土地などに危険が具体的に迫っていることを示す必要があります。また、必要な対応の内容も示す必要があります。相手が聞き入れてくれない場合には、裁判を起こしていく必要があります。

今回の改正によって、こういった点自体変わりませんが、これまで実は明確に定められてこなかった点を明確化するとともに、費用負担についての規定を置くところに意味があります。費用負担については、簡単に言えば相手が裁判を経ていても対応しないような場合、相手は対応に応じる義務がありますが、まずはご自身で裁判で認められた対応をとることになります。それだと費用負担の問題が出てきますので、それをどのように相手に負担してもらうのかという話です。隣地に原因があるのだから全て相手方が負担すべきという話も出てきますが、実ははるか昔の裁判例で天災等やむを得ない場合には負担を負わない等と判断しているものがあることを踏まえて、双方での費用負担をどうするのかという点（や決め方）を定めていくことになっています。現在、原則隣地負担で修正を考える・そもそも話し合いなどで様々な事情を考慮して決めるという考え方に対する対立しており、今後の議論の流れは重要な要素となります。

最後に④ですが、これまで所有権を放棄する制度は原則ありませんでした。不要だけれども売ることもできない（買う方がいない土地）について税金や先ほど触れた負担がありしんどくなっています。これに対し、所有権を放棄することができる場合を定めようという点で意味があります。

これが認められると、税金面を含め管理コストを放棄することができるということになりますが、現在の方向は簡単には認めてくれない、なんだかんだで放棄は基本できない流れになりそうです。できるのは個人であり、その土地の権利関係や境界に争いがなく境界は特定されていること・担保の設定もなく、現状でも管理は容易で、売却努力をしても売却できないことが必要とされています。

正直ハードルは高くなります。管理が容易というところには、建物がないこと・土壤汚染がないこと・崖などの危険地ではないこと等が要求されており、いわゆる放棄したいところに

対する制約が大きくなっています。そのため、放棄制度ができるから面倒ごとから解放されるというものにならない見通しです。

今後の議論の流れにもよりますが、相続登記の義務化など今回は触れていない点もあり、土地の管理負担・コストは無視できません。不要土地とどう向き合うのか等対応について今一度考えてみたほうがいいかもしれません。

どういった場合が、名誉棄損に該当するのでしょうか？

20.01.28 | オリジナルメルマガ



SEOのみならず、インターネット上の検索時の地図表示を問題とするSEO対策や口コミサイトの重要性が集客について言われています。グーグルマイビジネスといったなどの業種でも使う口コミサイトに加え、食べログなど業種ごとのターゲットがいる口コミサイトが存在します。

そこでは肯定的な意見もあれば批判的な意見もあるところではありますが、中には実際以上に劣悪なサービスであった等の放っておけるかどうかが問題になる書き込みがされることがあります。

内容の修正を求める・削除や訂正を求める等の行動を行うには、法律でいう名誉棄損に該当する必要があります。それでは、名誉棄損とはどのようなものでしょうか？



○名誉棄損とは？

名誉棄損は、民事では賠償請求や訂正・削除・謝罪などを求めるができる一方、刑事事件として刑罰のペナルティを受ける可能性があるものです。いずれであっても、具体的な話の流れから、被害を受ける方の社会的な評価を下げる表現がなされている必要があります。ここでいう社会的な評価を下げるかどうかは、社会・一般から見て、そうした評価につながると捉えられるかどうかが問題になります。

ここでの話は抽象的な話になりますが、実際にはどの表現が問題となり・前後の文脈などから見てどのようにとらえられるのかが、具体的な話の中で問題になってきます。また、意見は自由に述べられるはずだけれども、その限界を超えるのはどういった範囲なのかもここでは大きく問題となります。

ちなみに、刑事事件では被害者からの刑事告訴という処罰を求める意思が示されないと刑罰の制裁がなされません。実際には、刑事告訴をするにあたっては、どこのどのような部分がどういった理由から名誉棄損になるのかを示す必要があります。

また、社会的な評価を下げるだけの具体的な事実を示している必要があり、実際にそう言えるのかどうかの判断は難しい場合があります。

いずれの場合でも、社会一般の人が知ることができるような形で、社会的評価を下げる話が書かれている（話をされている）必要があります。法律上「公然と」というところですが、例えば、口コミサイトであれば不特定多数の方が見ることができますし、動画の場合であれば再生回数も表示されますし、実際に多くの方が視聴できます。

○具体的にはどのような場合が言えるでしょうか？

一番関心があるのはこういった部分ですが、結論から言うとケースごとに慎重な検討が必要で簡単には言えないという話になります。抽象的な話だと分かりにくいので、ここで簡単な例を挙げてみます。誹謗中傷や低評価の評判を立てるといっても、実際にどうかは検討が必要になってきます。

「あのサロンでは、サービスの質が悪い。受付の人はため口で話すし、サービス自体もオーダーしたものとは違うカットをする。費用も高額で行くべきではない」

「あの飲食店は出す食べ物の中に虫が入っていたの平氣で出す。指摘しても、取り替えてくれない。料金も高い割に味がよくなく、客を食い物にしている」

インターネット上を含めて様々表現を行うことは許容されているのが基本で、社会的な評価を下げるということができるものののみが、民事・刑事のペナルティにさらされることになります。また、意見や論評は人格攻撃に及ぶなど表現行為として許容されるものを逸脱する場合に民事上ペナルティを受けるとされていますが、何かしらの評価を伴う言葉（たとえば、あの店の料理はおいしい・まずい。あの人の意見はおかしい）は存在し、どこまでが当てはまるのかも問題となります。

まず、先ほどのケースがいずれもインターネット上のサイトで特定のサロン、お店について書かれたものである場合には、誰のことを書いたのかがわかります。社会的な評価を下げたといえるには、誰のことか分からぬといけませんので、イニシャルその他で分からぬ場合には、名誉棄損とは言いにくくなるでしょう。ちなみに、ここでは誰のことか分かればいいので、本名ではなくてもその人のことだと一般にわかる名前（ペンネーム等）が書いてあれば十分です。

次に、社会的な評価を下げると一般に言えるためには、書いた内容や前後の内容から見て、世間一般で評価を下げることと言える必要があります。そのためには、根拠となる事柄を含め具体的に書かれている必要があります（話している内容であれば、話しているとなります）。

先ほどのケースでいえば、単に「あの店の味はまずい」レベルでは個人の意見に過ぎませんので、社会一般から見てどうかという話にはなりません。これに対して、「虫が入っている料理を出す」「対応を求めるに十分にしてくれない」等の具体的な話を出した場合には、社会的な評価を下げる可能性は出てきます。これに対して、「客を食い物にする」というのは評価になります。ただし、どこまでの話がかかれば社会的な評価を下げたと一般的に言うことができるかというのは、具体的な書いてあることや前後の流れに左右され、一概には言うことができないのが大きな問題点になります。意見が純粋に意見なのか事実を示すことを含んでいるのかは程度によりますが、たとえ意見であっても中身やそのほかの事情によっては民事上の請求ができる場合も出てきます。先ほど記載した話についても、サロンの話は従業員の対応やサービス対応が不十分という印象を与えるのですが、どこまでの話を書いているかによってそこは異なってきますし社会的評価を下げたものとまで言えるかも異なるてくるでしょう。飲食店の話も同様です。

○名譽棄損に当てはまつても、免責される場合とは？

仮に名譽棄損に当てはまることがあっても、免責（処罰されない・損害賠償請求などの請求が認められない）場合があります。刑事事件については法律で明確に書かれ、民事についても裁判例上認められています。

それは、①社会一般の関心を集める事柄（公共的な利害のある事実）について②専ら公益を図る目的で③名譽棄損に当たる事実が真実か・真実であると信じるだけの事情が存在する場合、です。

サロンや飲食店の事柄は基本的には社会一般の関心を集める事柄ではありませんが、重大な食中毒に関する事項や人の健康面などに重大な影響を与える事項については別に考えられる可能性もあります。こうした場合の注意を促す目的なら②も満たすでしょう。これに対して、いたずら目的や報復目的は②には該当しません。③は、真実と信じた相当な根拠が何か問題になります。単にニュース報道や掲示板の書き込みを見て信じたというだけでは該当しない可能性があります。

○名譽棄損に当てはまるのでは、と考えた場合にどうすればいいのでしょうか？

一番は見通しはどうかをきちんとしておくことでしょう。名譽棄損に該当する可能性が十分あるのであれば、民事の請求として①損害賠償請求②削除の請求③謝罪や非を認める旨を掲載してもらう（原状回復の請求）があります。刑事事件は先ほども触れました刑事告訴を警察や検察庁に対して行うことになります。特に民事の請求について、①や③を行うのであれば、誰が行ったものかをはっきりさせる必要があります。こうした点を調べることになりますが、インターネット上の投稿や書き込みについては発信者情報の開示（この開示だけで誰が投稿や書き込みをしたのかが当然に特定されるわけではありません）請求を行うことも方法としては考えられます。

発信者情報の開示請求は、認められるために必要な事柄のハードルやいつまでも情報が保存されていない等の問題もあり、対応には注意が必要です。

絶対にやってはいけない！ 会社を滅ぼす『粉飾決算』

20.01.28 |



ニュースなどでよく耳にする『粉飾決算』とい

う言葉。

一言でいうと、不正な会計処理によって経営状態を実際よりもよく見せることを指します。粉飾決算に絡んだ事件としては、経営陣主導のもと総額1,500億円以上もの利益が水増し計上されていた東芝事件や、世間を大きく騒がせたライブドア事件などがあげられます。粉飾決算には厳しい罰則が課せられることがあるにもかかわらず、企業はなぜ粉飾決算を行ってしまうのでしょうか。その理由を説明していきます。

粉飾決算をしてしまう会社の事情



企業の経理担当者は、貸借対照表や損益計算書、キャッシュフロー計算書など、いわゆる決算書を作成し、会社の経営状況や財務状況を明確にしていきます。

これらの書類は、経営陣が会社の状況を把握するだけではなく、確定申告や、株主への報告、さらには金融機関の融資審査などに使用されます。

この決算書を操作して、会社が利益を上げたように見せかけるのが粉飾決算です。では、なぜ企業は粉飾決算に手を染めてしまうのでしょうか。

上場している大企業であれば、株主への対応のために手を染めるケースが少なくありません

ん。

大企業は経営状態や財務状態を株主に報告しなければなりませんし、常に成長を求められます。

経営状態が悪いと、株主の突き上げも激しくなり、経営陣の退陣を要求されるという事態を引き起こしかねません。

そのため、会社の経営状態を少しでもよく見せようと、粉飾決算を行ってしまうのです。

一方、中小企業は、**銀行などの金融機関から融資してもらうために**、粉飾決算を行うケースが多く見られます。

中小企業の多くは経営者自身が株主でもあるので、上場企業のような株主によるプレッシャーはありません。

しかし、銀行などの金融機関への対応は必要です。

会社の経営状態が悪くなると、借り入れの条件も厳しくなりますし、ましてや赤字の企業にはお金を貸してくれません。

中小企業は上場企業とは異なり、資金調達の方法が限られているため、金融機関からの借り入れは生命線になります。

お金を借りることがむずかしいと予想されるとき、苦肉の策として、経営状態をよく見せるために粉飾決算に手を染めてしまう企業があるというわけです。

粉飾決算を行うと利益が上がったように見えるため、そのぶん税金も高くなってしまいます。

しかし、それと引き換えにしても、株主や金融機関への体裁を保つために粉飾決算を行ってしまう企業が後を絶ちません。

粉飾決算の具体的な手口とは？

粉飾決算の具体例としては、次のようなものがあります。

●売上を操作する

(例) 次の期の売上を前倒しで計上したり、架空の売上を計上したりする。

●経費を操作する

(例) 本来なら、その期に計上するはずだった経費を次の期に繰り越したり、接待費や出張旅費などの支払い済みの経費を仮払金や貸付金に振り替えたりして、その経費分、収益を水増しする。

いずれにせよ、売上か経費をごまかすしか方法はありません。

粉飾決算を行う企業は、このどちらか一方、もしくは両方の方法で決算書を操作しているというわけです。

一度手を染めると常習化しやすい

もちろん、粉飾決算は会社にとって大きなリスクです。

不正な会計処理を行うことによって配当可能利益がないにもかかわらず原資があるように見せ、株主に配当金を配ることを『蛸配当（たこはいとう）』といいますが、これを行うと、経営陣が民事責任に問われるばかりか、会社法963条の『会社財産を危うくする罪』に該当し、**5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金**が科されます。

ほかにも、決算書に虚偽の記載をしたことによって第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければいけません。

また、粉飾決算を一度行ってしまうと、どこかで帳尻を合わそうとして、経営に無理が出始めます。

たとえば、500万円の赤字を埋めるために、1,000万円の粉飾決算を行った場合、どこかでこの1,000万円を取り戻さなければいけません。

当然、容易ではないため、この1,000万円の帳尻を合わせるためにさらなる粉飾決算に手を染めることになります。

その結果、不正会計が常習化してしまい、**最終的に自分の会社なのに経営状態がまったくわからないという事態に陥る**ケースもあります。

なかには、赤字なのか黒字なのかすらもわからなくなってしまった会社もあります。

そして、粉飾決算は多くの場合、借り入れしている金融機関に気づかれてしまいます。

売掛金、在庫数、買掛金・未払金などの勘定項目を注意深くチェックすると、必ずおかしなポイントや、つじつまの合わない箇所が出てくるので、思った以上に簡単に発覚してしまうのです。

そうなると、新規の融資は不可能になりますし、これまでの融資金の一括返済を求めされることもあります。

粉飾決算は会社にとってデメリットしかありません。

ちょっとした出来心で行ったことが、自社を滅ぼすことにもなりかねません。

会社の運営には苦難がつきものですが、それでも悪事には手を染めないことが賢明です。

※本記事の記載内容は、2020年1月現在の法令・情報等に基づいています。